**別紙1　防火水槽の構造基準**

第1　防火水槽の構造は、次に掲げるとおりとする。

(1)　防火水槽の貯水量は、常時40㎥以上の水量が確保でき、耐震性を有する地下式有蓋で、かつ漏水防止が完全であること。

(2)　原則として地下式とする。

(3)　吸管投入口の直下に、深さ50㎝以上のピットを設けること。

(4)　水槽底の深さは、底設ピット部分を除き、地表面から4.5ｍ以内であること。

(5)　吸管投入口は、消防車両が容易に部署できる位置に2か所設け円形とし、その直径は60㎝以上であること。ただし、構造及び位置的に吸管投入口を設けることが困難なときは、消防隊専用採水口とすることができる。

(6)　上積荷重は、自動車荷重（T-14～T-25荷重）を考慮すること。

　(7)　吸管投入口の鉄蓋については想定される上積荷重に十分耐えられるものとし、黄色の塗装「防火水槽」の表示が施され、安全性に留意したもので 転落防止、自動ロック付とし、消防組合が保有する開閉器具にて対応できるものとする。

(8)　タラップについては、ステンレス製又は防錆処置を施したものを1か所設置すること。

(9)　防火水槽は財団法人日本消防設備安全センター（以下「センター」という。）が示す「耐震性貯水槽の設計手引き及び管理マニュアル」に準じたものとする。

第2　防火水槽に消防隊専用採水口を設けるときは、次に掲げるとおりとする。

1　採水口（別図7および別図8）

(1)　消防車両が、容易に採水口に部署できること。

(2)　採水口は、原則として2口以上（100㎥水槽の場合は4口以上）設け、取付けの高さは、地盤面から結合部の中心まで0.5ｍ以上1.0ｍ以下とし、採水口相互間は概ね30cm離すこと。

(3)　材質は、JIS H5111（青銅鋳物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとし、結合部は呼び径75㎜のめねじとし、JIS B9912（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）に適合し、覆冠を設け、面板等に「採水口」と表示すること。

2　導水管

専用導水管は2個以上設置するものとし、耐食性を有するものであることのほか次によること。

(1)　導水管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。

(2)　導水管の口径は毎分1㎥以上取水できるものであること。

(3)　吸水口は、集水ピット内とし、集水ピット床面より30cm程度離すとともに吸水口相互間は50cm以上離すこと。（別図14）

(4)　材質は、SUS 304TPDステンレス鋼鋼管、JWWA K144（日本水道協会規格品）又はPWA001（配水ポリエチレン管協会規格品）に定める水道配水用ポリエチレン管（PE）とし、PE継手についてはJWWA K145又はPWA002（同規格品）のうちEF継手のものを使用する。なお、ＰＥは屋外の露出部分に使用しないこと。

(5)　配管は必要に応じた腐食を防止するための措置を施すこと。

3　通気管

(1)　通気管は口径100㎜以上（100ｍ3水槽の場合は150㎜以上）とし、先端は180度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。

(2)　通気管の材質は、原則としてJIS G3452（配管用炭素鋼鋼管「白ガス管」）に適合するもの又はこれと同等以上（ステンレス鋼鋼管等）のものとすること。なお、白ガス管で架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をし、埋設配管する部分は、防食テープ等により措置すること。

4　点検口

 　点検のためのマンホールを1か所以上設けること。

5　その他導水装置併設地中ばり水槽の構造基準（別紙3）に準ずる。

第3　防火水槽の設置場所は、次に掲げるとおりとする。

(1)　道路に面し、消防車両から防火水槽の吸管投入口まで、概ね5ｍ以内とすること。

(2)　用地は原則として、その上面をコンクリート又はアスファルト舗装仕上げ等とすること。ただし、帰属する水槽については、関係する市の指示に従い、仕上げを行うこと。

(3)　防火水槽の吸管投入口又は採水口付近の見やすい位置に、基準どおり標識（別図1）を設置すること。

(4)　駐車場、駐輪場の地下に設置する場合は、取水部分（吸管投入口及び採水口）が障害物の影響を受けない位置であること。

(5)　私設防火水槽については、通路上の設置を可能とする。